

「坐薬預かり申請書」について

緊急に坐薬を使用しなければ、生命に危険又は重篤な状態に陥る可能性がある児童生徒につきましては、保護者が直ちに来校し対応することが難しいことも考慮し、学校で坐薬を預かることができます。

また、学校においては、医師法17条に基づき、坐薬の挿入を教職員が行うことを認めています。

坐薬預かりについては、下記の手順に基づいて対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

記

1 坐薬預かり申請書、主治医の指示書の提出

緊急時に備え、保護者記入の「坐薬預かり申請書（様式1）」と主治医記入の「与薬における主治医の指示書（様式2）」を提出し、申請してください。申請を受け、校内で検討し、回答させていただきます。

2 校内での検討の結果、坐薬の預かりが認められた場合

- ・同意書の提出

3 その他

・坐薬の預かりは、ご家庭でも1年以内に使用されているもので、安全性が確認されている場合に限りです。

【 問い合わせ先 】

愛知教育大学附属特別支援学校

担当 教頭 ・ 養護教諭

電話 (0564) 21-7300